

新潟県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日付け障発 1226 第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知)に基づき、福祉・介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)を取得し、取組を推進する(又は見込)事業所等に対して、人件費の改善に必要な費用を予算の範囲内において交付するものとする。また、処遇改善加算の対象外サービスについては、処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込)事業所等に対して、人件費の改善に必要な費用を予算の範囲内において交付するものとする。なお、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条** この補助金の交付の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 別表1表1に掲げるサービス区分の障害福祉サービス事業所等であって、基準月において国の各実施要綱「6 補助金の要件」の(1)に記載される要件を満たす者
 - (2) 別表1表2に掲げるサービス区分の障害福祉サービス事業所等であって、基準月において国の各実施要綱「6 補助金の要件」の(2)に記載される要件を満たす者
- 2 第1項に定める基準月は、原則として令和7年12月とする。
- 3 以下の事業所等については、本補助金の対象外とする。
- (1) 令和8年4月以降に新規開設された事業所等
 - (2) 本交付要綱第5条に定める申請書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等
- 4 本補助金を活用して賃金改善を行う対象者は、対象となる事業所等に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者(以下、「障害福祉従事者」という。)とする。
- 5 この補助金の交付の対象となる経費は、国の各実施要綱「7 補助対象経費」による、障害福祉従事者の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。))をいう。)の改善を新規に行うための経費とする。なお、本事業により補助された額は、全額賃金改善に充てられるべきものとする。

- 6 第1項に定める対象事業者について、次のいずれかに該当する者は対象外とする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
 - (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（交付基準）

第3条 この補助金の交付額は、以下の式により算定する。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

交付額＝基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率

- ※ 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。
- ※ 交付率は、別表1表1及び表2「サービス区分」欄のサービス類型ごとに、同表「交付率」欄に掲げる率をいう。
- ※ 基準月は、本交付要綱第2条第2項に定めるとおりとする。ただし、当該月のサービス提供分がやむを得ない事情により、他の平常月と比較して著しく低い場合など、各事業所等の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を基準月とすることができる。

（交付の条件）

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事業の変更により申請内容の変更を行う場合には、別紙様式2による変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の事業実績報告は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(特別な事情に係る届出)

第8条 対象事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の事項を記載した別紙様式4による届出書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 本補助金の交付を受けている事業所等の法人の収支（障害福祉事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2) 障害福祉従事者の賃金水準の引下げの内容
- (3) 当該法人の経営及び障害福祉従事者の賃金水準の改善の見込み
- (4) 障害福祉従事者の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、補助金の全部又は

一部について県に返還を命ずるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 12 日から施行し、令和 8 年 2 月 1 日から適用する。

別表 1

表 1

サービス区分（障害者分）	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%

サービス区分（障害児分）	交付率
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2

サービス区分（障害者分）	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%

サービス区分（障害児分）	交付率
障害児相談支援	47.0%